

# 後期高齢者医療の被保険者のみなさんへ

## 歯科健康診査

## を受けましょう

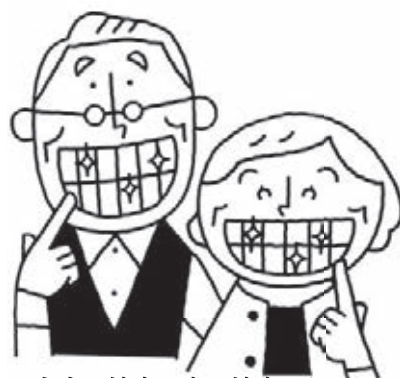
後期高齢者医療の被保険者の方は、**年1回無料で**

歯科健康診査が受診できます。

※治療が必要な場合は、別途費用がかかります。

### 歯科健診の目的

- 歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックし、誤えん性肺炎等につながる口腔機能低下を予防する
- お口の健康状態を知る



全身の健康は歯の健康から

1年に1回、歯科健診を受診しましょう！

### 歯科健診実施期間

平成31年4月1日  
～令和2年3月31日

### 歯科健診の対象者

受診日において、蘭越町に住所を有する後期高齢者医療被保険者の方。  
※長期入院中の方、施設等に入所されている方は対象外となります。

### 蘭越町内で受診できる歯科医院

- ◆やまだ歯科医院 ☎ 57-5888
  - ◆蘭越歯科診療所 ☎ 57-5181
- ※後志管内の歯科医院（小樽市と一部を除く）で受診できます。

#### 必要なもの


- ・被保険者証
- ・受診券兼問診票

- ご希望の歯科医院へ、**電話予約**をしてから 健診を受けてください。
- 歯科医院から結果の説明、指導があります。

お問い合わせ先 蘭越町 住民福祉課医療給付係 ☎ 57-5111（内線 253）

# お済みですか？児童に係る手当の申請

児童を養育している方には、児童の状況によって各種手当が支給されるのをご存知ですか。該当する場合は申請が必要です。すでに受給している方も住所や氏名等に変更があった場合は、届出が必要となります。

手 当 名	手 当 月 額 (申請の翌月から支給)	支 給 対 象 児 童 (各手当とも対象児童の養育者に支給されます)
児童手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆0歳～3歳未満の児童 1人につき一律 15,000 円</li> <li>◆3歳以上小学校6年生までの児童 第1、2子 1人につき 10,000 円 第3子以降 1人につき 15,000 円</li> <li>◆中学生の児童 1人につき一律 10,000 円</li> <li>◆所得制限超過の受給者 1人につき一律 5,000 円</li> </ul> <p>年3回支給（2月・6月・10月）</p>	<p>中学校修了前の児童（公務員の方は職場への請求になります）</p> 
児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆児童1人の場合 10,120 円～ 42,910 円</li> <li>◆2人の場合 5,070 円～ 10,140 円加算</li> <li>◆3人目以降1人につき 3,040 円～ 6,080 円加算</li> </ul> <p>※受給者の所得により変動します。 年6回支給（奇数月） ※ 2019年のみ4月、8月、11月、1月、3月支給</p>	<p>18歳（中度以上の障害のある児童（特別児童扶養手当受給対象児童）は20歳）未満の次のいずれかに該当する児童</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●死亡（生死不明を含む）・離婚などで父または母がいない</li> <li>●父または母に就労できない程度の重度の障害がある</li> <li>●父または母が法令により1年以上拘禁されている</li> <li>●父または母に1年以上遺棄されている</li> <li>●母が婚姻によらないで出産した</li> </ul> <p>※施設入所児童は該当になりません。 公的年金受給者で、児童扶養手当額より低い方はその差額が支給されます。</p>
特別児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆1級（重度の障害） 1人につき 52,200 円</li> <li>◆2級（中度の障害） 1人につき 34,770 円</li> </ul> <p>年3回支給（4月・8月・11月）</p>	<p>20歳未満の次のいずれかに該当する児童</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●重度の知的障害を有する（療養手帳A判定）</li> <li>●中度の知的障害を有する</li> <li>●重度及び中度の身体障害を有する（身障者手帳1～4級程度）</li> <li>●上記と同程度の内部障害、精神障害を有する</li> </ul> <p>※施設入所児童、障害年金受給児童は該当になりません。</p>
障害児福祉手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆1人につき 14,790 円</li> </ul> <p>年4回支給（2月・5月・8月・11月）</p>	<p>20歳未満の次のいずれかに該当する児童</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●重度の知的障害を有する（療養手帳A判定程度）</li> <li>●重度の身体障害を有する（身障者手帳1～2級程度）</li> <li>●上記と同程度の内部障害、精神障害を有する</li> </ul> <p>※施設入所児童、障害年金受給児童は該当になりません。</p>

※上記の各手当は、対象児童の保護者及び世帯の状況により所得限度額が異なります。また、手当月額は物価変動等の要因により改定される場合がありますので、ご不明な点はお問い合わせください。

**【お問い合わせ 住民福祉課福祉係（☎57-5111内線234）】**